

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（農集）
- 2 施行番号 契農集 第 10 号
- 3 事業名 東野クリーンセンター演算機・監視設備更新工事
- 4 事業場所 恵那市東野
- 5 事業概要 東野クリーンセンター 演算機1式 監視設備1式
- 6 工期 令和 2年7月10日 ~ 令和 2年9月30日
- 7 請負代金額 3,740,000 円
- 8 契約締結日 令和 2年7月10日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県本巣市下福島308
名称 東海環境事業（株）
代表取締役 玉川 福和
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙理由書のとおり。

随意契約理由書

下記の理由により随意契約を行います。

関係法令	地方自治法167条の2第1項第2号 性質又は目的が競争入札に適しない
契約理由	<p>当機器（負荷演算器）は処理水質の管理をする上で重要な機器であるが、経年劣化等により機能不能となり、処理水の水質管理に支障を来すので修繕する。 東野処理区施設維持管理にあたって、現在東海環境事業（株）と契約を締結し維持管理業務を行っており、施設内の機器に精通している。また、処理施設の維持管理を行う過程で作業が発生するため、東海環境事業（株）と随意契約をしたい。</p>
見積	1 社見積
入札形式	特別な随意契約 紙入札 1 社

随意契約報告書

- 1 担当課 建設課
- 2 施行番号 契建設 第 126 号
- 3 事業名 長島町122号線災害復旧緊急対応工事
- 4 事業場所 長島町正家
- 5 事業概要 緊急対応工事 一式（法面ブルーシート設置、雨水対策、大型土のう設置等）
- 6 工期 令和 2年7月13日 ~ 令和 2年10月30日
- 7 請負代金額 6,248,000 円
- 8 契約締結日 令和 2年7月13日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市長島町中野上沼 3 6 - 5
名称 恵中建設（株）
代表取締役 鈴木 恭彦
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第5号 緊急の場合に該当

別紙理由書による。

随意契約理由書

1. 工事名

建設第 126 号 長島町 122 号線災害復旧緊急対応工事

2. 契約相手方

氏名 恵中建設(株)

住所 恵那市長島町中野上沼 36-5

3. 契約相手方の選定理由

167 条の 2 第 1 項第 5 号 緊急の場合に該当

4. 理由

・ 災害被災状況

令和 2 年 7 月 1 1 日の豪雨により法面が市道側に崩壊し、土砂が市道に堆積している。
そのため、市道は通行止めとなり、隣接する家屋は避難指示となっている。

・ 緊急性

現在の状況では近隣住民への影響も大きく、速やかに雨水対策を行い、法面崩壊の被害を止める必要がある。

— 契約理由 —

- ①. 令和 2 年度恵那市道路等緊急修繕（北部その 1）受注業者であり、緊急対応が可能である。
- ②. 災害復旧工事の精通業者である。
- ③. 今までの経験から安価な施工方法の提案ができる。

随意契約報告書

- 1 担当課 建設課
- 2 施行番号 契建設 第 117 号
- 3 事業名 新観音寺橋橋梁耐震修繕工事（JR施工分）
- 4 事業場所 大井町
- 5 事業概要 軌陸車運転 一式 線路閉鎖工事、作業責任者 一式 架線防護等 一式
- 6 工期 令和 2年7月15日 ~ 令和 3年3月31日
- 7 請負代金額 13,200,000 円
- 8 契約締結日 令和 2年7月15日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市中村区名駅1-4
名称 東海旅客鉄道（株）
代表取締役社長 金子 慎
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

工事名

契建設第 117 号 新観音寺橋橋梁耐震修繕工事 (JR 施工分)

契約の適用法令

167 条の 2 第 1 項第 2 号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

理由

- ・本工事は東海旅客鉄道株式会社 (以下、JR) の中央本線に架かる新観音寺橋の耐震、修繕をする工事 (契建設第 94 号 防安 奥戸前田線 新観音寺橋橋梁耐震修繕工事) に付随するものである。
- ・中央本線に架かる橋梁であるため線路内での作業が必要となるが、その作業のうち軌陸車運転、線路閉鎖工事、作業責任者、架線防護は東海旅客鉄道株式会社しか施工することができない。
- ・対応可能な業者が一社のみであるため、随意契約することとする。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 23 号
- 3 事業名 明智町柏尾浄水場ろ過水量調節機1取換工事
- 4 事業場所 恵那市明智町柏尾
- 5 事業概要 緩速ろ過池テレスコープ型手動式水量調節機NO.1 N=1基
- 6 工期 令和 2年7月22日 ~ 令和 2年11月30日
- 7 請負代金額 2,860,000 円
- 8 契約締結日 令和 2年7月22日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市中村区藤江町三丁目 1 6 3 番地
名称 (株)磯村 名古屋営業所
所長 河井 克至
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
<p>その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p>	<p>明智柏尾浄水場の緩速ろ過池のろ過水量調節機2基のうち1基において、稼働せきが腐食し稼働不可となったため修繕が必要となった。この調節機は、昭和61年頃設置、32年が経過しその他の部品も腐食が進んでおり、部分的な交換修繕が出来ないため、調整機すべての交換が必要である。</p> <p>このろ過調節機は、株式会社磯村の特殊製品であり、他社製品では、配管やろ過池構造など改修する必要があるため、費用、工期が増加することから競争入札に適さず、今回、既設と同一社同等製品に取り替えるよう株式会社磯村と随意契約を締結したい。</p>

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 24 号
- 3 事業名 大崎浄水場 膜ろ過設備機器修繕
- 4 事業場所 恵那市 長島町中野 （大崎浄水場）
- 5 事業概要 膜ろ過設備 膜原水ポンプ部品交換 N=2台、膜逆洗ポンプ部品交換 N=2台、膜ろ過水供給ポンプ部品交換 N=2台、膜薬品洗浄用手動弁取替 N=2基
- 6 工期 令和 2年7月27日 ~ 令和 2年11月20日
- 7 請負代金額 4,125,000 円
- 8 契約締結日 令和 2年7月27日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市千種区内山3-7-3
名称 オルガノプラントサービス（株） 中部事業所
中部事業所長 安達 広志
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

契水工第 24 号

大崎浄水場 膜ろ過設備機器修繕

随意契約理由書

下記の理由により随意契約を行います。

関係法令

- 地方自治法 167 条の 2 第 1 項第 2 号 その性質又は目的が競争入札に適さない場合

随意契約理由

1. 平成 29 年度からの長期継続契約にて大崎浄水場を含む恵那市水道施設運転管理業務委託をオルガノプラントサービス（株）中部事業所と契約しており、大崎浄水場の管理業務過程で作業が発生するため。

見積方法

- 1 社見積

入札方法

- 特別な随意契約 紙入札 1 社

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 28 号
- 3 事業名 大崎浄水場膜ろ過設備膜モジュール更新
- 4 事業場所 恵那市 長島町中野 （大崎浄水場）
- 5 事業概要 膜モジュール更新 N=40本（No.5 No6系列）
- 6 工期 令和 2年7月27日 ~ 令和 3年2月26日
- 7 請負代金額 49,500,000 円
- 8 契約締結日 令和 2年7月27日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市千種区内山 3 - 7 - 3
名称 オルガノプラントサービス（株）中部事業所
中部事業所長 安達 広志
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

契水工第 28 号

大崎浄水場膜ろ過設備膜モジュール更新

随意契約理由書

下記の理由により随意契約を行います。

関係法令

- 地方自治法 167 条の 2 第 1 項第 2 号 その性質又は目的が競争入札に適さない場合

随意契約理由

1. 大崎浄水場の膜ろ過設備はプロポーザル方式で施工したオルガノ独自の膜ろ過設備であり、他のメーカーの膜モジュールに交換することは機能的に不可能である。
既存膜ろ過設備の設計・製造・設置を行ったオルガノ（株）の管理部門となるオルガノプラントサービス（株）中部事業所とは、平成 29 年度からの長期継続契約にて大崎浄水場を含む恵那市水道施設運転管理業務委託を契約しており、管理業務の過程で作業が発生するため随意契約を締結したい。

見積方法

- 1 社見積

入札方法

- 特別な随意契約 紙入札 1 社

随意契約報告書

- 1 担当課 エコセンター恵那
- 2 施行番号 契エコ 第 41 号
- 3 事業名 エコセンター恵那 処理施設定期修繕工事
- 4 事業場所 長島町エコセンター恵那
- 5 事業概要 破袋機（回転刃交換3回、スパーサー交換3回）、二次破碎機（回転刃・固定刃交換4回）、熱風炉（バーナー部品交換）、脱臭炉（点検）、成形機（ロールシェル組替3回、リングダイ1回）月例点検業務、RDF冷却機整備
- 6 工期 令和 2年8月20日 ~ 令和 3年3月20日
- 7 請負代金額 100,100,000 円
- 8 契約締結日 令和 2年8月20日
- 9 契約相手方 住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町 3
名称 J F E 環境サービス（株）
代表取締役社長 佐藤 稔也
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙「随意契約理由書」添付

随意契約理由書

契約の適用法令

167 条の 2 の 1 項第 2 号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

契約の相手方

氏 名 JFE 環境サービス株式会社 取締役社長 佐藤 稔也

住 所 横浜市鶴見区弁天町 3 番地

理 由

エコセンター恵那は 2014 年に炭化炉を停止し、RDF 製造施設に変更した。この変更に伴い燃料費のランニングコストを押さえるために必要な乾燥設備・熱交換炉改造工事を行った。「ごみは資源」であるとの循環型社会の基本理念に基づき、RDF を産業界に供給するにあたり、RDF の顧客ニーズに対応したエネルギーとしての形状及び品質安定性、かつ継続的供給能力を担保するため、RDF 供給者側の視点に基づく、RDF 製造プラントの機能保持が重要な事項となることを念頭に本工事が施工された。

上記の工事は、既設設備の大幅変更を伴うことから、RDF 製造に実績のある、JFE 環境サービス（株）が設計、施工を行った。

今回の定期修繕工事は RDF 製造機器の延命を図ること及び、RDF 製造の安定を目的として施工をすることから、当初施工業者でないと、技術的に不可能である。

以上の理由により、当初施工を行った JFE 環境サービス(株)と随意契約を締結する。

随意契約報告書

- 1 担当課 エコセンター恵那
- 2 施行番号 契エコ 第 42 号
- 3 事業名 エコセンター恵那 ごみクレーン点検整備工事
- 4 事業場所 長島町エコセンター恵那
- 5 事業概要 年次点検・整備 クレーン台数 2基、巻上装置交換 B号
- 6 工期 令和 2年8月21日 ~ 令和 3年3月20日
- 7 請負代金額 15,950,000 円
- 8 契約締結日 令和 2年8月21日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 2 0 6 7
名称 関ヶ原ゼネラル・サービス(株)
代表取締役 浅野 昌隆
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙「随意契約理由書」添付

随意契約理由書

契約の適用法令

167条の2の1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

契約の相手方

氏名 関ヶ原ゼネラル・サービス株式会社 代表取締役 浅野 昌隆
住所 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2067番地

理由

- 1) 本施設のクレーンは関ヶ原ゼネラル・サービス(株)が、設計、製作、設置、調整を行っている特殊製品である。
- 2) 関ヶ原ゼネラル・サービス(株)には製作時の図面がすべて整っているため、部品や機器の交換時の手配が最短で可能である。
- 3) 関ヶ原ゼネラル・サービス(株)製クレーンである為、設計思想及び機器に対して精通しており、早急な対応が可能である。
- 4) 関ヶ原からエコセンター恵那までは車で約1時間半の距離であり、最短復帰が出来る体制を整えている。
- 5) 関ヶ原ゼネラル・サービス(株)には大型機械加工設備(NC中操り加工機、門幅3m5面加工機等)が整っており、大型機器の対応が可能である。
- 6) エコセンター恵那の過去の修繕記録等をメンテナンス情報として把握しているため、短・長期の機器保全管理が可能である。

以上の事から、今回行うごみクレーンの点検整備は、限られた時間内で過去の点検整備状況との比較や診断等を行うもので、技術情報やメンテナンスデータの蓄積及び作業を熟知している関ヶ原ゼネラル・サービス(株)以外では困難であることから、この業者と随意契約を締結する。

随意契約報告書

- 1 担当課 エコセンター恵那
- 2 施行番号 契エコ 第 43 号
- 3 事業名 エコセンター恵那 定期（点検・清掃）工事
- 4 事業場所 長島町エコセンター恵那
- 5 事業概要 脱臭排ガス用空気圧縮機 減温塔用空気圧縮機 計装用空気圧縮機 雑用空気圧縮機 窒素ガス発生装置 排水処理設備 排ガス分析計 酸素濃度計 塩化水素濃度計 ガス検知警報器 二酸化炭素消火設備 非常用発電機 乾燥設備等 清掃業務
- 6 工期 令和 2年9月1日 ~ 令和 3年3月19日
- 7 請負代金額 41,800,000 円
- 8 契約締結日 令和 2年9月1日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市西区名駅二丁目 2 7 番 8 号
名称 メタウォーター（株）営業本部 中日本営業部
部長 桑田 貴史
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当
- 別紙「随意契約理由書」添付

随意契約理由書

契約の適用法令

167条の2の1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

契約の相手方

氏名 メタウォーター株式会社 中日本営業部 部長 中野 順

住所 名古屋市瑞穂区須田町2番56号

理由

本施設は、性能発注方式により(株)栗本鐵工所が受注し、設計及び施工を行った施設である。そのため、機器や設備の管理には特殊技術を必要とするものが多数存在し、そのメンテナンスは設計施工を行った業者以外出来ないため、施工業者の(株)栗本鐵工所がしばらくメンテナンスを行っていた。その後、平成20年10月に(株)クリモトテクノスへ環境事業部門が事業譲渡され、さらに平成21年7月に(株)栗本鐵工所及び(株)クリモトテクノスからメタウォーター(株)へ3社契約により環境事業部門が事業譲渡され、現在はメタウォーター(株)が技術情報を含めメンテナンス技術を引き継いでいる。

以上の事から、今回行う各機器の点検整備には、限られた時間内で過去の点検整備状況との比較や診断、及び清掃作業により、飛灰、排ガスのダイオキシン類の発生を抑制することを目的として行う整備であるため、技術情報やメンテナンス情報を引き継ぎ、作業を熟知しているメタウォーター(株)以外では困難であることからこの事業者と随意契約を締結する。

随意契約報告書

- 1 担当課 エコセンター恵那
- 2 施行番号 契エコ 第 44 号
- 3 事業名 エコセンター恵那 処理施設経年劣化工事
- 4 事業場所 長島町エコセンター恵那
- 5 事業概要 成形機駆動モーターオーバーホール 乾燥排ガスダクト取替
乾燥排ガスサイクロン用ローターバルブ更新 破袋機油圧ポンプ修繕 シャッター修繕 ITVカメラ照明更新 成形機メインローターVベルト取替 環境集塵機ろ布取替 電気部品取替
令和2年9月1日 ~ 令和3年3月19日
- 6 工期 令和2年9月1日 ~ 令和3年3月19日
- 7 請負代金額 57,200,000 円
- 8 契約締結日 令和 2年9月1日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市西区名駅二丁目27番8号
名称 メタウォーター(株)営業本部 中日本営業部
部長 糸田 貴史
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当
- 別紙「随意契約理由書」添付

随意契約理由書

契約の適用法令

167条の2の1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

契約の相手方

氏名 メタウォーター株式会社 中日本営業部 部長 中野 順

住所 名古屋市瑞穂区須田町2番56号

理由

本施設は、性能発注方式により(株)栗本鐵工所が受注し、設計及び施工を行った施設である。そのため、機器や設備の管理には特殊技術を必要とするものが多数存在し、そのメンテナンスは設計施工を行った業者以外出来ないため、施工業者の(株)栗本鐵工所がメンテナンスを行っていた。その後、平成20年10月に(株)クリモテクノスへ環境事業部門が事業譲渡され、さらに平成21年7月に(株)栗本鐵工所及び(株)クリモテクノスからメタウォーター(株)へ3社契約により環境事業部門が事業譲渡され、現在はメタウォーター(株)が技術情報を含めメンテナンス技術を引き継いでいる。

以上の事から、今回行う各機器の経年劣化工事には、限られた時間内で過去の点検整備状況との比較や診断、修繕により、経年により劣化した機器の延命を図るための工事であるため、技術情報やメンテナンス情報を引き継ぎ、作業を熟知しているメタウォーター(株)以外では困難であることからこの事業者と随意契約を締結する。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 33 号
- 3 事業名 大崎浄水場 除マンガンろ過器ろ過材交換工事
- 4 事業場所 恵那市 長島町中野 （大崎浄水場）
- 5 事業概要 除マンガンろ過器ろ過材交換 N=1基分（No.1）
- 6 工期 令和 2年9月7日 ~ 令和 3年1月29日
- 7 請負代金額 10,670,000 円
- 8 契約締結日 令和 2年9月7日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市千種区内山 3 - 7 - 3
名称 オルガノプラントサービス（株）中部事業所
中部事業所長 安達 広志
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随 意 契 約 理 由 書

契水工第 33 号

事 業 名：大崎浄水場 除マンガンろ過器ろ過材交換工事

下記の理由により随意契約を行います。

関係法令

- 地方自治法 167 条の 2 第 1 項第 2 号 その性質又は目的が競争入札に適さない場合

随意契約理由

1. 大崎浄水場の除マンガンろ過器はオルガノ独自のろ過設備である。ろ過材の交換には、専門的な知識と技術、機器の調整が必要なため、ろ過設備の設計・製造・設置を行ったオルガノ(株)の管理部門となるオルガノプラントサービス(株) 中部事業所と随意契約する。

見積方法

- 1 社見積

入札方法

- 特別な随意契約 紙入札 1 社

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 34 号
- 3 事業名 大崎浄水場 膜ろ過ユニット濁度計更新工事
- 4 事業場所 恵那市 長島町中野 （大崎浄水場）
- 5 事業概要 膜ろ過ユニット濁度計更新 N=5台（No.1、No.3～No.6）
- 6 工期 令和 2年9月7日 ～ 令和 2年12月25日
- 7 請負代金額 4,510,000 円
- 8 契約締結日 令和 2年9月7日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市千種区内山 3 - 7 - 3
名称 オルガノプラントサービス（株）中部事業所
中部事業所長 安達 広志
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随 意 契 約 理 由 書

契水工第 34 号

事 業 名：大崎浄水場 膜ろ過ユニット濁度計更新工事

下記の理由により随意契約を行います。

関係法令

- 地方自治法 167 条の 2 第 1 項第 2 号 その性質又は目的が競争入札に適さない場合

随意契約理由

1. 大崎浄水場の膜ろ過設備はプロポーザル方式で施工したオルガノ独自の膜ろ過設備であり、既存膜ろ過設備の設計・製造・設置を行ったオルガノ（株）の管理部門となるオルガノプラントサービス（株）中部事業所とは、平成 29 年度からの長期継続契約にて大崎浄水場を含む恵那市水道施設運転管理業務委託を契約しており、管理業務の過程で作業が発生するため随意契約を締結したい。

見積方法

- 1 社見積

入札方法

- 特別な随意契約 紙入札 1 社

随意契約報告書

- 1 担当課 建設課
- 2 施行番号 契建設 第 130 号
- 3 事業名 長島町122号線災害復旧応急工事
- 4 事業場所 長島町正家
- 5 事業概要 道路土工 一式 構造物撤去工 一式
- 6 工期 令和 2年9月10日 ~ 令和 2年10月30日
- 7 請負代金額 18,700,000 円
- 8 契約締結日 令和 2年9月10日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市長島町中野上沼 3 6 - 5
名称 恵中建設(株)
代表取締役 鈴木 恭彦
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

緊急工事のため

随意契約理由書

1. 工事名

建設第 130 号 長島町 122 号線災害復旧応急工事

2. 契約相手方

氏名 恵中建設(株)

住所 恵那市長島町中野上沼 36-5

3. 契約相手方の選定理由

167 条の 2 第 1 項第 5 号 緊急の場合に該当

4. 理由

・ 災害被災状況

令和 2 年 7 月 1 1 日の豪雨により法面が市道側に崩壊し、土砂が市道に堆積しています。そのため、市道は通行止めとなり、隣接する家屋では自動車での出入りが出来ない状況となっています。

・ 緊急性

現在の状況では近隣住民への影響も大きく、速やかに崩壊土砂を撤去する必要がある。

— 契約理由 —

- ①. 令和 2 年度恵那市道路等緊急修繕（北部その 1）受注業者であり、緊急対応が可能である。
- ②. 建設第 126 号長島町 122 号線災害復旧緊急対応工事を施工しており、現場を熟知している。
- ③. 災害復旧工事の精通業者である。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 40 号
- 3 事業名 山岡兼平浄水場原水電動弁制御改修工事
- 4 事業場所 山岡町兼平浄水場
- 5 事業概要 兼平浄水場 入出力装置 1組、既設中央監視機能増設 1式、
- 6 工期 令和 2年9月30日 ~ 令和 3年1月29日
- 7 請負代金額 4,246,000 円
- 8 契約締結日 令和 2年9月30日
- 9 契約相手方 住所 東京都目黒区自由が丘 3 - 1 6 - 1 5
名称 シンク・エンジニアリング（株）
代表取締役 岡村 勝也
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約とする理由

本業務は、兼平浄水場に流入する原水の濁度を常時監視し、高濁度時の流入を自動制御（遠隔操作可能）することにより、安定した水道供給を維持するため、既設中央監視装置を改修するものである。

既設の中央監視装置は、シンク・エンジニアリング(株)が開発したシステムであり、その改修は他の者では行う事が出来ず、地方自治法施行令第167条の2第1項2号に規定する『契約の性質又は、目的が競争入札に適さないもの』に該当するため。